

Title	近代日本における対中国借款の研究
Author(s)	久保田, 裕次
Citation	
Issue Date	
Text Version	none
URL	http://hdl.handle.net/11094/33856
DOI	
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

論文内容の要旨

氏名（久保田裕次）

論文題名

近代日本における対中国借款の研究

論文内容の要旨

本稿の目的は、借款に注目することで、近代日本の対中国政策とりわけ経済政策の特質に迫ることである。これまで対中国借款は日本資本主義史研究によって、主に近代日本の帝国主義的發展との関わりの中で評価され、中国への金融的支配拡大の手段と位置づけられてきた。ただし、第一次世界大戦以後については、大戦後の東アジア国際秩序であったワシントン体制に対する関心の高まりから、新四国借款団に関する政治外交史研究が進展した。その結果、単なる資本の量的な蓄積からではなく、日本国内の政策論・政策対立から対中国借款が考察されることになったのである。本稿はこうした研究成果を踏まえながら、第一次世界大戦以前の対中国借款の展開とその特質を再検討する。また、第一次世界大戦以後の対中国借款について考える素材を提供するためにも、大戦以前の対中国借款に焦点を当てた研究が求められているのである。そこで、本稿は国際借款団（旧四国、六国）と日本との関係や華中・華南利権への借款の展開過程を分析し、第一次世界大戦以前の対中国借款の全体像を提示することを具体的な課題とした。そして、①政治借款の解明、②「中国」の主体性と多様性への言及、③背景にあった対中国論の考察を視角として設定した。ところで、近年の外交史研究では、外交交渉・関係を相手側（国）の一次史料を使用して分析するマルチ・アーカイバル・アプローチが定着している。こうした状況を受け、本稿は一次史料に基づいて導き出された中国とイギリスの動向を組み込んだ立論を行った。

第一章では、対中国借款の起源を明らかにするために、日清日露戦争期における対中国借款の展開過程を検討した。日清戦後、漢陽鉄政局と官営八幡製鉄所との間で鉄鉱石とコークスに関する売買契約が締結された。これが近代日本の対中国借款の直接的な起源の一つである。日露戦争の直前には、「製鉄国策」や軍備拡張といった国家的課題から漢陽鉄政局に借款が供与されることになった。また、日本政府は「勢力圏」として確保することを目的に福建省の鉄道利権に関する閣議決定を行い、経済的アプローチである借款を通じた華中・華南の鉄道利権の獲得に乗り出していく。日露戦後には、行財政整理や官営八幡製鉄所の第二期拡張が政策課題となる中、横浜正金銀行を窓口に大蔵省預金部資金を原資とした巨額の借款が次々に行われるようになる。一方、清国においては鉄道敷設熱の高まりによって、各地の鉄路公司や漢陽鉄政局は資金調達に迫られることになった。対中国借款はこうした中国側の要請に大きく左右されていたのである。

第二章では、辛亥革命期における対中国借款の質的転換を指摘した。武昌蜂起以前、旧四国借款団は清朝政府と幣制改革や東三省の実業振興を目的とした借款契約を締結するが、満州での「機会均等」を掲げる日本政府はこの契約の16条を激しく批判した。一方で、旧四国借款団と日本政府は共同して清朝の鉄道政策を支援していた。日本政府は満州権益に関する優先権を他国に認めることができなかつたものの、欧米と清朝支持で一致していたのである。しかし、武昌蜂起が発生すると、日本の長江流域利権への借款は革命派支援につながる可能性を持つことになった。つまり、日本の借款は中国の内政に干渉する性格を持ったため、政治借款と位置づけられるようになったのである。これに対しては、日中両国内で批判が高まったのみならず、イギリス政府も反発した。また、これまで「利権の獲得」といった視点から評価されてきた長江流域利権への借款について、本稿は六国借款団の結成との関わりから捉え直した。すなわち、日本の長江流域利権を担保とした借款がイギリス政府や旧四国借款団に一定の脅威を与えたため、横浜正金銀行の六国借款団への参加が実現したのである。そして、日本政府・正金銀行は六国借款団に「支那保全」を期待し、実質的にはともかく、「調整役」としての役割をそこで果たすことになった。できるだけ多くの権限を六国借款団に付与し、北京政府の財政管理や中国における利権獲得競争の激化が進展しないことを望んでいたのである。

第三章では、華中・華南利権が対華21カ条要求という外交政策の中でどのように位置づけられ、その後どのように展開していくのかということを考察した。第一次世界大戦の勃発を受け、日本政府は対華21カ条要求を袁世凱政権に手交した。その第三号と第五号第五号はそれぞれ漢冶萍公司と華中・華南の鉄道利権に関するものであった。こうし

て、借款を通じて影響力を扶植した利権が明確に外交政策の中に取り込まれることになった。また、これらの条項は中国の内政に干渉し、長江流域というイギリスの「勢力圏」へ進出することを意図したものであり、日中英の「勢力圏」認識の変容をもたらす可能性を持っていたのである。その際に注意しなければならないことは、福建省を「勢力圏」として確保することを目的とした長江流域利権の獲得、という日清戦後から存在していた日本の「勢力圏」認識が前提となっていたことである。

第四章では、九州製鋼株式会社の設立に注目して、対漢冶萍公司借款に関する方針の変化を明らかにした。特に、九州製鋼会社設立の中心人物であった安川敬一郎と正金銀行、農商務省・八幡製鉄所、漢冶萍公司の相互関係にそくして検討を行った。第一次世界大戦以前の対漢冶萍公司借款は製鉄原料の確保を主要な目的として実行され、そのもとで外務省一大蔵省一農商務省は三位一体の関係にあった。しかし、1500万円借款の締結、第一次世界大戦による正貨蓄積とそれにとまなう対中国投資の振興、「日支親善」論の高まりなどを背景に、「債権の保護」が製鉄原料の確保と同等の政策目標として浮上したことで、正金銀行（大蔵省）と農商務省との間での足並みの乱れがみられるようになった。その両立を図るために実行されたのが九州製鋼会社の設立であったのである。

第五章では、大蔵大臣であった勝田主計の政策論を解明することによって、寺内正毅内閣期の対中国借款の特質を再検討した。従来の研究では、主に西原亀三の対中国経済構想に注目が集まってきたため、①寺内内閣期の対中国借款が主に西原の構想から説明され、②西原と勝田との構想の違いが十分に析出されず、③寺内内閣は朝鮮と満州のみならず「日満支」経済圏の一体化をも目指していたとされてきた。これらに対し、本章では以下の三点を明らかにした。第一に、勝田は「鮮満金融の一体化」に積極的であったが、それをそのまま「中国本土」（China Proper）に拡大させることには消極的であった。よって、「中国本土」に関しては、既存の金融機関への借款による業務改善・発行銀行券の価格回復が重要であると考えていた。第二に、西原借款では、物価調整や対中国投資の振興などの国内的要因や国際借款団を尊重するという対外的な建前に基づいて、「欧米協調」に反しないとの判断から実質的な政治借款が経済借款として実行された。第三に、寺内内閣の満州・山東利権を担保とした借款や第二次政治改革借款は原敬内閣に継承された。

以上のように、近代日本の対中国借款は辛亥革命を契機に大きな質的転換を遂げた。さらに、第一次世界大戦が勃発すると、第二次大隈重信内閣は借款を通じて影響力を扶植してきた利権を外交政策の中に位置づけることになる。しかし、後継の寺内内閣は大隈内閣に対する批判や大戦景気を追い風に對中国借款そのものの充実を図り、国際借款団から自立した政治借款の供与を実行したのである。

中国への内政干渉とみなされる借款、もしくは関係各国の「勢力圏」認識に修正を迫るような経済借款の少なくともいずれかに該当した場合、それは政治借款としての性格を帯びる。たとえ、日本国内で政治争点となった借款であっても、それが中国をめぐる国際関係の中で外交問題を誘発しなければ政治借款とはいえない。そもそも、対中国借款において、「政治」と「経済」は分離されるべきものであったが、中国と関係各国、または関係各国相互の外交関係に直接的な変化をもたらす可能性の高い借款が政治借款なのである。

本稿では、辛亥革命期から第一次世界大戦期に焦点を絞り、対中国借款の思想的背景にも言及した。日本が国際借款団に参加し、その中で各国資本家の過大な要求を調整することで、さらなる利権獲得競争や中国政府の財政管理を防ぐ、これが「支那保全」論の一義的な目標であった。しかし一方で、欧米による利権獲得競争の激化を予測し、利権の獲得・中国政府への人的影響力の確保を怠らないという考えも存在していた。こうした両側面を持つ「支那保全」論が辛亥革命期の対中国借款を支えていたのである。第一次世界大戦後には「日支親善」論が登場する中、寺内内閣は「鮮満金融一体化」を進めると同時に、満蒙利権とは異なり、中央政府に対する借款に関しては中国側の自主性を「尊重」していた。たとえそれが欧米に対する金融的な劣位性の克服を背景としていたとしても、中国政府独自の行財政整理や幣制改革をあくまでも「支援」というのが日本政府の立場であったのである。

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (久保田裕次)	
	(職) 氏 名
論文審査担当者	主 査 大阪大学 教授 飯塚 一幸 副 査 大阪大学 教授 村田 路人 副 査 大阪大学 教授 川合 康
論文審査の結果の要旨	
以下、本文別紙	

論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨

論文題目： 近代日本における対中国借款の研究

学位申請者 久保田裕次

論文審査担当者

主査	大阪大学教授	飯塚 一幸
副査	大阪大学教授	村田 路人
副査	大阪大学教授	川合 康

【論文内容の要旨】

本論文は、日清戦争後から第一次世界大戦までにおける日本の対中国借款の展開を解明し、旧四国借款団をはじめとした国際借款団との関係をも明らかにしようとしたものである。全体は、本論文の課題と方法を提示した序章、第一章「日清日露戦争期」、第二章「辛亥革命期」、第三章「対華二一カ条要求と華中・華南利権」、第四章「第一次世界大戦期における『日支親善』と漢冶萍公司—九州製鋼株式会社設立をめぐる一」、第五章「寺内内閣期」、終章から構成されており、分量は400字換算で690枚及び図6枚に達する。

第一章は日清・日露戦争期を対象とし、①八幡製鉄所への原料確保を意図する日本と、安定的な鉄鉱石輸出先を求める中国の思惑が一致して、1904年1月に漢陽鉄政局との間で最初の借款契約が成立すること、②1908年3月に大冶鉄山・漢陽鉄政局・萍郷炭鉱を母体に漢冶萍公司を設立した盛宣懐が、日本との深い関係を築いていくこと、③日本政府は1900年2月の閣議決定以降、福建省を拠点に江西・湖南・湖北各省の鉄道利権への関与を試みたが、英に阻まれて十分な成果を上げられなかったことを明らかにした。

辛亥革命期を扱った第二章では、①日本は1911年3月に1200万円に上る借款契約を漢冶萍公司との間で結び、公司与英米独仏から成る四国借款団との借款交渉を破談に追い込んだこと、②1911年10月辛亥革命が勃発して革命派が長江流域で勢力を拡大すると、日本は革命派に資金が流れることを承知で借款を推進する見返りに、盛宣懐及び革命派に公司の日中合弁化を承諾させること、③英の非難と漢冶萍公司株主総会での否決により合弁化案は頓挫したが、合弁化問題は袁世凱政権に引き継がれたこと、④一連の過程の中で英が日露の四国借款団への取り込みに動いて六国借款団が成立し、日本はこれを通じて欧米列強による中国分割を押え込む政策をとっていくことを解明した。

第三章では、①漢冶萍公司の要求がきっかけで、日本は1913年12月に1500万円借款契約の締結に成功し、英もこれを容認したこと、②二十一カ条要求第三号に、公司の日中合弁化など関連利権の拡大案を盛り込んだことに対し、英が自らの「勢力圏」への脅威と受け止め反発し、日本は大部分を撤回したこと、③第五号第五条の華中・華南における鉄道利権についても、英の抵抗で撤回に追い込まれたこと、④結局、長江流域を「勢力圏」とする英と南満州を「勢力圏」とする日本が互いに尊重し合う従来の構図を確認する結果となったことを指摘した。

第四章では日中合弁による新たな製鋼所として構想された九州製鋼会社の検討を行った。その結果、①同社の日本側代表者に選ばれた炭鉱王安川敬一郎は、「経済の日中提携論」を唱えて積極的に関わったが、公司からの銑鉄輸入量の拡大を図る農商務省・八幡製鉄所と競合したこと、②大蔵省・横浜正金銀行は公司への債権保護のために安川を支持し、九州製鋼会社の銑鉄の予定購入価格を八幡製鉄所よりも高めに設定したこと、③九州製鋼会社は戦後恐慌の到来により操業開始できずに終わったことを明らかにした。

寺内正毅内閣下で行われた西原借款について検討した第五章では、①第三次段祺瑞内閣を安定した政権と見た寺内内閣が、西原亀三—曹汝霖のルートを通じて政治借款としての性格を持つ大規模借款を繰り返す、それを日本興業銀行・朝鮮銀行・台湾銀行から成る三銀行団が支えた、②欧米との協調よりも「日支親善」を重視し国際借款団による中国政府の財政管理を打破しようとする西原と、欧米協調を逸脱できない勝田主計蔵相との間には相違があり、勝田の構想は原敬内閣にも引き継がれていくものがあると論じた。

終章では、寺内内閣までの対中国借款政策と原内閣期に成立する新四国借款団との関係を展望している。

【論文審査の結果の要旨】

日清・日露戦争後の日本の中国政策に関しては膨大な研究がある。だが、満蒙問題に比して華中・華南利権への関心は十分ではなく、八幡製鉄所への原料供給先である漢冶萍公司に対する資本輸出の検討に偏ってきた。本論文は、華中・華南利権の中核をなす漢冶萍公司や、福建省を起点として江西・湖南・湖北各省へと延びる鉄道利権をめぐる借款政策の展開を詳細に解明し、さらに旧四国借款団・六国借款団・五国借款団と推移する国際借款団との関係を明らかにすることで、経済史的アプローチとは異なった政治外交史的観点からの借款研究という新たな境地を開拓しようとした意欲作である。

本論文は、マルチ・アーカイバル・アプローチの手法をとり、中国や英の史料・研究を十分に取り込んで、貸手である日本の政策や行動にのみ着目しがちであった先行研究を超えることに成功している。特に中国について、中央政権だけでなく地方大官や漢冶萍公司を握る盛宣懷、同会社の株主、さらには革命派まで動向を追い、日本の借款政策を規定する要因を多角的に描き出した成果は特筆すべきである。また、①長江流域を「勢力圏」とする英が、日本と漢冶萍公司との密接な経済的関係を承認しつつ、公司への借款が政治性を帯びた場合や、日本が公司を超えて鉄道や鉱山利権を獲得しようとした際には反発する姿を通して、政治借款と経済借款を区別する重要性を示したこと、②閣議決定を積み上げながら英の「勢力圏」である長江流域に執拗に挑み続ける日本政府の行動を実証しつつ、結局は南満州と長江流域を互いの「勢力圏」として棲み分けている日英の「勢力圏」認識の親和性を浮かび上がらせたことも貴重である。

ただし、日英同盟を重視している筈の加藤高明外相が英への明確な挑戦的内容を含む二十一カ条要求を主導する動機、借款政策の阻害要因となっているにもかかわらず第二次大隈重信内閣が排英政策を採用する理由など、政治史的分析の未熟さが本論文の説得力を弱めている点があることは否めない。また、借款という主題の難しさや借款政策に関わる主体の複雑さから、論文が幾分明快さを欠いている点も改善の余地がある。とはいえ、本論文が日本の対中国借款研究の水準を大きく引き上げた意義は動かない。

よって、本論文を博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。